

### 4.3 災害ごみの処理 (本編 P23)

廃棄物処理施設に対しては、環境省告示第43号『廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』に、『広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場等を整備しておくことが重要であり、今後、このような災害時の廃棄物処理体制の整備を進めていくことが必要である。』とあることから、新施設においても、災害ごみ相当分の施設規模を見込むこととします。

なお、災害ごみ量については、「朝霞市地域防災計画(平成28年3月)」を基に整理し、8,800tを2年半にて処理する計画とします。

### 4.4 施設規模の算定方法 (本編 P23)

施設規模の算定方法は、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要領の取扱いについて(環廃対発第040428006号、平成16年4月28日)」に基づいて、以下に示す式により算定します。

**【算出式】**

$$\text{施設規模} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

実稼働率：0.767

年1回の補修期間30日、年2回の補修点検期間各15日、及び年1回の全停期間7日、並びに、年3回の起動に要する日数各3日、年3回の停止に要する日数各3日とし、合計日数85日を365日から差し引いた日数280日より： $280 \div 365 = 0.767$

調整稼働率：0.96

ごみ焼却施設が正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数

<b>I. 施設規模</b>		<b>112t/日</b>
<b>II. ごみ量の内訳</b>		<b>26,501.56 t/年</b>
①-1 可燃ごみ(家庭系ごみ)		19,092.68 t/年
①-2 可燃ごみ(事業系ごみ)		5,534.69 t/年
①-3 粗大ごみ施設からの可燃残渣		415.38 t/年
② 軟質プラスチック		841.87 t/年
③ ビデオテープ、廃プラスチック		616.94 t/年
【補足】算定根拠	計画日平均処理量： $26,501.56 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} = 72.60 \text{ /日}$ 施設規模： $72.60 \text{ t/日} \div (280 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) \div 96\% \approx 99 \text{ t/日}$	
<b>III. 災害ごみ量</b>		<b>8,800t(推計値)</b>
【補足】算定根拠	計画日平均処理量： $8,800 \text{ t/年} \div 2 \text{ 年半} \div 365 \text{ 日} = 9.64 \text{ t/日}$ 施設規模： $9.64 \text{ t/日} \div (280 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) \div 96\% \approx 13 \text{ t/日}$	